

第 6 号様式別表 2 の 5 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第 80 条第 5 項又は第 144 条の 13 第 11 項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第 80 条第 7 項又は第 8 項に規定する欠損事業年度を除きます。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号に掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 81 条の 31 第 5 項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、地方税法（以下「法」といいます。）第 53 条第 23 項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 5 条第 6 項において準用する法第 53 条第 26 項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第 53 条第 24 項又は令和 2 年改正法附則第 5 条第 6 項において準用する法第 53 条第 28 項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が 2 以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度又は中間期間において法人税法第 80 条又は第 144 条の 13 の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度において令和 2 年旧法人税法第 81 条の 31 の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度又は連結事業年度において、法人税の欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち、当該法人に帰せられる額については、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度に還付を受けたものに限ります。 また、法第 53 条第 24 項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいいます。）の前 10 年内事業年度（同項に規定する前 10 年内事業年度をいいます。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいいます。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載し、法第 53 条第 28 項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいいます。）の前 10 年内事業年度（同項に規定する前 10 年内事業年度をいいます。）に係る控除未済還付税額（同項に規定する控除未済還付税額をいいます。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載してください。	法第 53 条第 23 項又は令和 2 年改正法附則第 5 条第 6 項において準用する法第 53 条第 26 項の規定による控除は、控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の確定申告書を提出していることが必要です。
3 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額（(3)においては、それぞれ(ⅰ)に掲げる金額が(ⅱ)に掲げる金額）を超えない範囲内で記載します。 (1) 第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。） (イ) この明細書の④の「合計」の欄の金額 (ロ) 第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第 6 号様式別表 1 を提出する法人 (イ) この明細書の④の「合計」及び第 6 号様式別表 2 の 6 の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第 6 号様式別表 1 の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額 (3) 第 6 号様式別表 1 の 2 を提出する法人 (イ) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 (ⅰ) この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額 (ⅱ) 第 6 号様式別表 1 の 2 (イ) の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (ロ) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 (ⅰ) この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額 (ⅱ) 第 6 号様式別表 1 の 2 (ロ) の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (4) 第 6 号様式別表 1 の 3 を提出する法人 (イ) この明細書の④の「合計」の欄の金額 (ロ) 第 6 号様式別表 1 の 3 の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額	